

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2002-834(P2002-834A)
 【公開日】平成14年1月8日(2002.1.8)
 【出願番号】特願2000-188254(P2000-188254)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 1 3
A 6 3 F	7/02	3 1 5 A
A 6 3 F	7/02	3 1 5 Z
A 6 3 F	7/02	3 1 6 D
A 6 3 F	7/02	3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月7日(2005.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技盤に対して前後方向に開閉駆動される開閉扉を備えた電動役物と、
 遊技球が図柄作動口に入球することに起因して所定の図柄を可変表示させる可変表示手段と、

該可変表示手段に表示される図柄が特定の図柄で確定する第1の条件、又は、遊技球が特定作動口に入球することに起因して前記電動役物を予め定められた所定時間作動させ遊技者に有利な遊技状態とし且つ遊技球が前記電動役物内に設けた特定領域を通過する第2の条件のいずれかに起因して、遊技者に有利な特別遊技状態として前記電動役物を連続作動させる制御手段と、

を備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記図柄作動口及び前記特定作動口に各々表示部を設け、該表示部に異なる態様で前記作動口の作動を表示することを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項3】

前記2種類の作動口に対応して異なる前記各々の表示部に異なる色彩で表示することを特徴とする請求項2の遊技機。

【請求項4】

遊技球が前記作動口に入球したとき、前記表示部を前記電動役物が前記特別遊技状態で連続作動中は前記表示部を消灯させ、前記電動役物が前記特別遊技状態でないときは、点灯させることを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項5】

前記図柄作動口及び前記特定作動口に表示部を設け、通常時は点灯させ、遊技球の入球に応じて前記いずれかの作動口が作動すると、該作動口以外の作動口の前記表示部を消灯させることを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項6】

前記図柄作動口の作動に応じて前記可変表示手段に図柄を可変表示させる図柄可変表示実

行手段と、

前記特定作動口の作動に応じて前記開閉扉を開閉する開閉実行手段と、

前記図柄の可変表示又は前記開閉扉の開放の起因となる前記2種類の作動口の作動のいずれかを変更する作動起因変更手段と、

該作動起因変更手段に応じて、前記いずれの作動口として作動しているかを表示する作動表示手段と、

を設けたことを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項7】

前記特定領域の領域幅を可変とし、

前記第1の条件が前記起因となるときと、前記第2の条件が前記起因となるときとで、該領域への遊技球の通過率を異なるように設定したことを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項8】

前記開閉扉から入球する遊技球を全て1つの通過口へ誘導し、

該通過口への誘導に起因して数の抽選を実行し、

前記第1の条件が前記起因となるときと、前記第2の条件が前記起因となるときとで、該抽選確率を異ならせ、

前記抽選結果に起因して、前記連続作動の継続確率を決定することを特徴とする請求項1の遊技機。

【請求項9】

前記特別遊技を、前記第1の条件と前記第2の条件とにより異ならせることを特徴とする請求項1ないし8いずれかに記載の遊技機。

【請求項10】

前記第2の条件により前記特別遊技を実行する場合には、

前記電動役物の1回の開放動作を、所定時間毎に開閉を繰り返す動作とすることを特徴とする請求項9に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

前記課題を解決するため請求項1に記載の遊技機は、遊技盤に対して前後方向に開閉駆動される開閉扉を備えた電動役物と、遊技球が図柄作動口に入球することに起因して所定の図柄を可変表示させる可変表示手段と、該可変表示手段に表示される図柄が特定の図柄で確定する第1の条件、又は、遊技球が特定作動口に入球することに起因して前記電動役物を予め定められた所定時間作動させ遊技者に有利な遊技状態とし且つ遊技球が前記電動役物内に設けた特定領域を通過する第2の条件のいずれかに起因して、遊技者に有利な特別遊技状態として前記電動役物を連続作動させる制御手段と、を備えたことを特徴とする遊技機である。これにより、開閉扉によって従来の羽根部材とは異なる動作を実現し、羽根部材の軌跡に制約を受けない遊技盤面設計を可能とし、さらに、第2種遊技に第1種遊技を融合した創造性豊かな遊技を創造でき、前記課題が好適に解決できる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項1でいう「遊技盤に対して前後方向に開閉駆動される」とは、開閉扉が遊技盤面から突出する構造であれば良く、公知のアタッカーと呼ばれる電動役物を含む。